

第 3 号 (令和 3 年 9 月 2 7 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

令和3年9月井手町議会（定例会）会議録（第3号）

招集年月日

令和3年9月27日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和3年9月27日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和3年9月27日午前10時38分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

5番	岡田	久雄	9番	谷田	みさお
----	----	----	----	----	-----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	梶田	篤志
議会書記	辻井	祐介	議会書記	坂井	幸一郎

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	島田	智雄
----	----	----	-----	----	----

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼建設課長事務取扱 西岡 久
企 画 財 政 課 長 花木 秀章
上下水道課参事 仁木 崇

教 育 長 中田 邦和
理事兼地域創生推進室長事務取扱 藤岡 栄
理事兼上下水道課長事務取扱 中島 一也
会計管理者・会計課長兼務 木村 恵理

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和3年9月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第3号〕

令和3年9月27日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第41号 令和2年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第3 議案第42号 令和2年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第4 議案第43号 令和2年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第5 議案第45号 工事請負契約変更について同意を求める件
- 第6 令和2年度城南土地開発公社決算に関する報告書について
- 第7 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 第8 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまから、令和3年9月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

町長より、議案第45号として、工事請負契約変更について同意を求める件が追加提案として提出されております。また、丸山久志議員より、発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、岡田久雄議員、9番、谷田みさお議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第41号、令和2年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第4、議案第43号、令和2年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題といたします。

本3件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄決算特別委員会委員長。

5番（岡田久雄） 5番、岡田久雄です。

ただいま議題になっております議案第41号、令和2年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件、議案第42号、令和2年度井手町水道事業会計決算認定の件並びに議案第43号、令和2年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の3件につきまして、本決算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る9月17日の9月定例会におきまして、議会選出の監査委員を除く8名の委員をもって構成する決算特別委員会が設置され、議案第41号から議案第43号までの3件の決算認定の件が付託されていたものであります。本3件は、いずれも、井手町における令和2年度の予算執行実績や行政実績並びに行政全般について執行されました決算認定の件でございま

す。

本決算特別委員会は、去る9月21日、22日の2日間招集いたしまして、委員8名全員出席の下、汐見町長以下、町関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。決算審査では、一般会計の歳出の部から各款別に質疑を行った後、歳入の部の質疑を行い、次に、特別会計については、各会計別に歳入歳出全般にわたって質疑を行い、最後に総括質疑を行ったところです。

次に、審査内容の報告等に入るわけではありますが、議会選出の監査委員を除く全議員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告及び討論の報告は省略させていただきますので、よろしくお願ひします。

それから最後に、質疑並びに討論の終了後、本案に対する採決を行ったところでございます。

それでは、本決算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第41号、令和2年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件につきましては、賛成多数。議案第42号、令和2年度井手町水道事業会計決算認定の件、議案第43号、令和2年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の2議案につきましては、いずれも賛成全員をもちまして認定すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

令和3年9月27日、決算特別委員会委員長岡田久雄。

以上です。

議長（西島寛道）　ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　9番、谷田みさおです。

ただいま議題となっております議案第41号中、一般会計決算、国民健康保険特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算、介護保険特別会計決算に反対、議案第42号、水道事業会計決算に賛成、第43号、多賀財産区特別会計決算に賛成の立場で討論を行います。

2020年度は、消費税増税後の2019年10月から12月のGDPが年率換算でマイナス7.1%と落ち込むなど、GDPの6割を占める家計消費が冷え込んだ上に、新型コロナの猛威が吹き荒れる中で始まりました。本町でも、感染拡大防止の周知徹底を職員に通知していたにもかかわらず、不適切な宴会に参加した職員や一部の住民から感染が広がり、3月31日には役場庁舎を閉鎖、業務の一部停止が続く中で新年度が始まりました。学校の一斉休校は延長され、入学式もできないという深刻な事態でありました。

そんなときに本町では、議員の報酬を一気に月額4万円、20%も引き上げられたのは住民の理解が得られるものではなく、日本共産党は反対をしました。住民からはマスクが買えないという声が殺到していたにもかかわらず、町長は当時、町に4万枚もあった備蓄のマスクを一般住民に配布することを拒否、その後1人1箱マスクの配布をしたと言いますが、まさに住民の切実な声に応えざるを得なくなった結果であります。

まさにコロナから国民の命、暮らしを守るべき政治が問われた1年でした。あまりに無為無策、後手後手の安倍、菅政権の下で、少しでもコロナから住民生活を守る町政を行ったのかという観点から見て、営業にも住民生活にも必要な補償や支援があまりにも不十分な決算であると断ぜざるを得ません。

まず、子育て支援では、年々ゼロ歳児保育の要望が高まり、7月には既に9人の定員がいっぱいになることが分かっています。今年からは1歳を超えた子どもは1歳児クラスに編入するやり方などで、要望があればゼロ歳を9人を超えて受け入れているとのことですが、とにかく保育園に入園できなければ働けないという保護者の緊急の救済策としてはあり得るやり方ですが、根本的にゼロ歳児の定員を増やすことが求められます。

教育では、過労死ラインと言われる月80時間を超える教職員の長時間勤務の実態が明らかになりました。ところが、この実態に対し教育長は、負担をかけていないと容認する姿勢を示しました。これは文科省の掲げる教職員の働き方改革の方針にも反し、超過勤務の上限を月45時間と町教育委員会が自ら定めた教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則にも反します。

長時間勤務の解消によって教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準の維持向上を図らなければなりません。

会計年度任用職員の制度が始まり、2020年度の会計年度任用職員の数は正規職員の1.5倍に上がることが分かりました。経験年数加算や期末手当が導入されたとはいえ、町行政の大きな担い手であるにもかかわらず、最低賃金に限りなく近い低報酬で不安定雇用に留め置かれていることに変わりありません。官製ワーキングプアを生むことなく、希望者は無期雇用に転換し、必要な業務は適正な正規職員の配置で賄うよう努力するべきです。

一般会計における各種基金の合計が75億円を超え、住民1人当たり100万円を超えるあまりに極端なため込みとなっています。今後大型事業によって取崩しが増えると言いますが、大型事業は適切な後年度負担が原則であり、将来に備えるという言葉で現在の住民にばかり我慢を強いるのは不適切です。

役場新庁舎の用地取得と設計が進んでいます。防災上、建設予定地の選定は適切であると考えますが、最寄りの玉水駅との高低差が37メートルもあり、何の交通手段も確保されていない現状では、高齢、障がい、子ども連れなどのハンディが考慮されていません。多数の住民から寄せられているコミュニティバスなどの要望を無視し続けていては、一人一人の住民が大切にされているという実感は生まれず、人口減少対策が功を奏しないのも当然ではないでしょうか。

国民健康保険では、医療費の減少により会計に余裕が生まれており、京都府への納付金の減少を保険料引下げにつなげるべきです。

後期高齢者医療保険では、2020年度は保険料が1人平均9,593円もの値上げとなり、また低所得者への特例軽減が廃止されるダブルパンチでした。今の制度では、年々後期高齢者の比率が増える中で、どこまでも保険料の上昇が続くこととなります。後期高齢者医療制度は廃止するしかありません。

介護保険では、新型コロナで介護が抑制されたり事業が中止されるなど、大きな影響が出ました。必要な介護の確保に全力を挙げる取組が必要です。福祉用具の購入では、他自治体並みに受領委任払いを導入するよう強く求めます。

以上のような理由で、議案第41号に反対、第42号と第43号に賛成す

るものです。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 3番、谷田利一です。

ただいま議題となっております令和2年度井手町一般会計並びに特別会計につきまして、認定すべきであるという賛成の立場から討論いたします。

まず最初に、本町では、令和2年度の決算においても、財政構造が弾力性のあることを示す指標、実質公債費比率はマイナス1.0%、経常収支比率は79.3%といずれも前年度より好転し、極めて良好な数値となっております。特に新型コロナウイルス感染防止対策関連事業に取り組む一方で、自主財源が乏しい中においても、限られた財源を有効活用して本年度も健全な行財政運営が行われ、なお一層事業の効率化が図られたと高く評価するものであります。

具体的に申し上げますと、まず、一般会計の歳入については、企業誘致などの成果や京都地方税機構との連携した町税の徴収努力により、町税収入は9億3,453万円と前年度と同規模となっており、また国や京都府からの力強い支援を受けるなど、あらゆる面で歳入確保に努力されているところがうかがえます。

また、歳出についても、まず、総務関係では、国の特別定額給付金と同時に実施し、住民の生活を応援するために、迅速な申請・支給が行われた住民1人につき2万円を給付する町独自の井手町生活応援給付金事業や、利便性向上のためのJR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金、さらには、計画的に基金への積立てが実施されています。

次に、民生関係では、住民1人につきマスク50枚を配布する町独自の新型コロナウイルス感染防止支援をはじめ、高齢者や障がいのある方、子育て世代の方などが安心して外出することができるためのバリアフリーマップの作成、さらに、保育環境の充実を図るための玉川保育園冷暖房機器購入、いづみ保育園保育室改修など、幅広い世代の方々に対する充実した事業が実施されています。

次に、衛生関係では、コロナ禍において、事業者が安心・安全に営業活動

ができるための非接触型体温計給付や住民の疾病予防のための各種検診事業の実施、環境に配慮した薪ストーブ等設置補助、住宅用太陽光発電システム等設置補助などが実施されています。

次に、農林関係では、新規就農者の支援のための新規就農者確保対策事業が実施され、商工関係では、中小企業者等の経営支援のための京都府の休業要請給付金をはじめ、町内商工業者の活性化や住民の生活支援のための井手町商工会が実施されている、プレミアム付き商品券発行事業への補助などが実施されています。

次に、土木関係では、多くの道路改良工事をはじめ、橋梁長寿命化事業、JR玉水駅周辺整備、町営住宅の環境整備など、充実した暮らしの周辺整備などが実施されています。

次に、消防関係では、災害に強いまちづくりのための消防団資機材購入や防災情報通信設備更新、防災広場整備などが実施されています。

最後に、教育関係では、GIGAスクール構想に向け、児童・生徒にタブレット1台を整備する、小・中学校情報機器整備事業、給食費を全額補助する学校給食費支援事業など、教育環境の充実にも積極的に取り組まれています。

以上のように、コロナ禍にあって複雑多様化する住民ニーズに的確に応えながらも、最少の経費で最大の効果を実現するため、町長をはじめ、職員が一丸となって努力されていることがうかがえます。

その結果、一般会計では4億283万円の黒字であり、繰越明許費財源を差し引いた実質収支額は3億6,407万円の黒字となっています。また、特別会計に関しても、国保会計の財政については、医療給付費の動向に左右される構造的な課題があり、従来から大変厳しい財政運営を強いられておりますが、本年度は一般会計からの法定外繰入金なしで黒字となっており、今後も予断は許さないものの、健全に財政運営が行われていることがうかがえます。また、他の特別会計についても、適切に事業運営が行われており、高く評価するものであります。

以上のことから、令和2年度一般会計並びに特別会計決算の認定に賛成いたします。

議長（西島寛道） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　　これで討論を終わります。

これから、議案第41号、令和2年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　　挙手多数です。したがって、議案第41号は認定することに決定しました。

これから、議案第42号、令和2年度井手町水道事業会計決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　　挙手全員です。したがって、議案第42号は認定することに決定しました。

これから、議案第43号、令和2年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　　挙手全員です。したがって、議案第43号は認定することに決定しました。

次に、日程第5、議案第45号、工事請負契約変更について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　　それでは、議案第45号、工事請負契約変更について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

井手町新庁舎等計画地造成工事について、下記のとおり請負契約を変更したいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関

する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象、3井総第3号、井手町新庁舎等計画地造成工事。2、変更契約金額、金1億5,509万6,700円、うち取引に係る消費税額、金1,409万9,700円。3、今回変更による増額、金1,561万6,700円、うち取引に係る消費税額、金141万9,700円。4、契約の相手方、京都府綴喜郡井手町大字井手小字玉ノ井12-1、ヤマダ・栄建特定建設工事共同企業体、株式会社ヤマダ、代表取締役、山田敬幸氏。5、契約の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の主な増額の理由といたしまして、残りの用地の売買契約が完了したことによる工事範囲の増加に伴う掘削及びそれに伴う残土処分量の増加、残土指定処分地における処分場所の変更による運搬距離の変更、放流管敷設工に伴う通行止めによる仮設駐車場の設置などの契約の内容を変更を行うものであります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

5番（岡田久雄） 私から3点ほど聞きたいと思います。

まず、追加された部分の面積はどれぐらいですか。

それと、地権者は何件ぐらいあるのでしょうか。

そしてもう1点は、工事の内容。土を掘り返して、その土を掘ってまた新たな土を入れる工事になるのか、その辺をお聞きいたします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 先ほどのご質問でございます。

まず、今回追加させていただいた面積ということでございますが、2筆ございまして、合計で2筆で928.77平米でございます。それと地権者の方は、2名でございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） 工事の内容ということでございますけれども、今回、造成工事自体につきましては、新庁舎の造成基盤を造るための擁壁工事及び防災調整池の設置工事でございます。今回面積が増えた部分につきましては、主に今現在田んぼの状態にありますけれども、その土を掘削するのが主な工事の内容になるかと思っております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 役場庁舎造成に当たって、遺跡の残し方をどうするかということが最初の契約のときにも議論になったわけですが、造成工事を進める中でさらに検討していくというお話だったと思います。それから3か月ぐらいたっていますが、どのように検討されたのか。

庁舎建設検討委員会には議員も出ておられますので、その方からの報告を議員は多少は聞いているわけですが、住民の方は全くどうなっているのかということとは分からないままでありますので、どのような検討状況を公表していくのか、パブリックコメントを住民の方から取る必要があるのではないかと思いますが、どういうふうに考えておられますか。

また、この工事そのものについてですが、残土処分地の変更があったという説明がありましたが、建設残土については、最近、違法な盛り土の原因となり得るといようなことで、もっと厳しい対処が必要だという声が聞かれています。公共建設残土の処分について、今どのような規定になっているのか。今回、どこからどこへ処分地を変更したのか、なぜそういう変更が必要になったのかお尋ねいたします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） まず遺構の件でございますけれども、先ほどおっしゃっていただきました建設検討会議の中でも、前回の会議、ついこの前にやった会議ですが、一部見える化として設計業者の方に提案を受けております。ただ、一部見える化ということで建設検討会議でのご了承を頂きながら、やはり京都府の文化財保護課にも、工事の内容であるとか、設備といいます

か、そういうふうなものでいいのかということは最終、確認をしてから、オッケーをもらって、それが具体化になるということでございますので、現在は一部見える化として設計いただいております、それで京都府の方と協議に入っておるところでございます。まだこれが完成というわけではないということです。

あと、パブリックコメントにつきましては、私ども、建設検討会議で公募委員の方も2名も入っていただいております、それぞれの各種団体であるとか各それぞれの組織の代表の方、それにまたアンケートなりいろいろ取らせてもらっています中での今の庁舎の基本構想であったり基本計画であったり、それに基づいた設計になっているということでございますので、その検討会議で十分にご意見を聴取させていただいていると思っておりますので、パブリックコメントについては、現在のところ考えておりません。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） 私の方から、残土処分地の行き先が変更になった件に関しましてのご質問に答弁させていただきます。

まず、建設発生残土と言われるものにつきましては、そのやり方は一定ルールが決まっております。まず、現場において発生残土が出ないような抑制策、いわゆる現場内での処分及び公共事業間での流用というところから順序立てて整理をしていくことになっていくかと思っております。

今回、新庁舎の場合につきましては、現場内での処分が不適合な土であること及び私どもの方の残土と呼ばれるものが公共事業間で利用できないということから、公的な処分地への処分を考えております。京都府の方で決められておりますけれども、京都府南部地域におきましては、基本的にそのような事象が起こった場合につきましては、城陽山砂利採取地整備公社の方への残土処分が指定されていることになっております。指定に当たりましては、地域いろいろと捨場がございます、まずもって一般的なところの距離を算出して積算することになります。今回実際に山砂利公社との契約をした後、残土捨場が、その敷地範囲の中にあります私どもも思っていたところとは別のところに指定がかけられましたので、そこまでの運搬距離等々で今回の変更をさせていただいたということになっております。なぜかという理由につきましては、公社との契約によりまして決定したものであるということで今回変更させ

ていただくものでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 役場庁舎の建設というのは非常に莫大な費用がかかる事業でありまして、建設検討会議だけでなく、広く住民の意見を募るとするのは、パブコメを取るというのは当然のことじゃないかと思えます。ましてや遺跡の保存について、大変関心が高い。できるだけ広く残してほしいという意見を私は持っていますけれども、中には、どれだけの費用がかかるのかによって、費用対効果ということについてご意見のある方もあるかと思えますので、そういう意味でも、住民の皆さんのご理解をきちんと頂くという意味でパブコメは必ず必要だと思えますので、ぜひ検討を要望しておきます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第45号、工事請負契約変更について同意を求める件を採決します。

議案第45号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第45号は同意することに決定しました。

次に、日程第6、令和2年度城南土地開発公社決算に関する報告書についてであります。

なお、本件につきましては既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入しております関係上、議員の皆さん方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、提出者より説明を受けるにとどめたいと思えます。

それでは、報告願います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) それでは、令和2年度城南土地開発公社決算に関する報告書につきましてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。2、土地の取得、売却でございます。取得実績明細表でございます。井手町分はございません。次に、その下の段、売却実績明細表でございます。こちら井手町分はございません。

次に、20ページをご覧ください。公有用地明細表でございます。こちらにつきましても、井手町分はございません。

次に、24ページをご覧ください。中段の短期借入金明細表でございます。こちらにつきましても、井手町分はございません。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) 以上で日程第6を終わります。

次に、日程第7、発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

発議第2号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 丸山久志議員。

7番(丸山久志) 7番、丸山です。

それでは、発議第2号につきまして、朗読をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

発議第2号、提出者、井手町議会議員丸山久志、賛成者、同じく井手町議会議員中坊陽。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財政不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、

財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了し、今後も必要な支援は国庫補助金等により対応すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日、井手町議会議長西島寛道。

以上です。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を採決します。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和3年9月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前10時38分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 岡 田 久 雄

署名議員 谷 田 みさお